

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の概要

趣旨

皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日(祝日の扱い)とする。

概要

(1) 休日とする日の特定

- ・天皇の即位の日(来年(2019年)の **5月1日**)及び即位礼正殿の儀が行われる日(来年(2019年)の **10月22日**)は、休日とする。
- ・この法律の規定は、皇室典範特例法第2条の規定による天皇の即位に関して適用する。

(2) 他の法令の適用

- ・上記の休日については、祝日法に規定する「国民の祝日」として、同法第3条第2項及び第3項の規定の適用があるものとする。

日	月	火	水	木	金	土
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11

※祝日法第3条第3項

その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限る。)は、休日とする。

※10月22日は火曜日

- ・この法律により休日となる日は、他の法令における休日の規定が適用され、国、地方公共団体、銀行等が業務を行わない日となる。

(3) 法律の失効

- ・この法律は、皇室典範特例法が失効したときは、失効する。

施行期日

公布日施行

(参考:過去の立法例)

- ①昭和34年4月10日:皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律
- [②平成元年2月24日:昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律]
- ③平成2年11月12日:即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律
- ④平成5年6月9日:皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律

自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民ごぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第2条

「国民の祝日」を次のように定める。

元日	1月1日	年のはじめを祝う。
成人の日	1月の第2月曜日	おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。
建国記念の日	政令で定める日	建国をしのび、国を愛する心を養う。
春分の日	春分日	自然をたたえ、生物をいつくしむ。
昭和の日	4月29日	激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたします。
憲法記念日	5月3日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。
みどりの日	5月4日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。
こどもの日	5月5日	子どもの人格を重んじ、子どもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。
海の日	7月の第3月曜日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。
山の日	8月11日	山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。
敬老の日	9月の第3月曜日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。
秋分の日	秋分日	祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。
体育の日	10月の第2月曜日	スポーツにしたしみ、健康な心身をつかう。
文化の日	11月3日	自由と平和を愛し、文化をすすめる。
勤労感謝の日	11月23日	勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

第3条

- 「国民の祝日」は、休日とする。
- 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

附則

（省略）

建国記念の日となる日を定める政令（昭和41年政令第376号）

国民の祝日に関する法律第2条に規定する建国記念の日は、2月11日とする。

附則

（省略）

「春分の日」及び「秋分の日」について

祝日のうち、「春分の日」及び「秋分の日」は、法律で具体的に月日が明記されずに、それぞれ「春分日」、「秋分日」と定められています。

「春分の日」及び「秋分の日」については、国立天文台が、毎年2月に翌年の「春分の日」、「秋分の日」を官報で公表しています。

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の一部改正について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号。以下「皇室典範特例法」という。）附則第10条により、国民の祝日に関する法律が一部改正されるため、皇室典範特例法の施行の日（平成31年4月30日）の翌日より、天皇誕生日が12月23日から2月23日になります。